

史料① 『平家物語』 第五卷より

しかるを桓武天皇延暦三年十月二日、奈良の京春日の里より、山城国長岡にうつつて十年といッし正月に、大納言藤原小黒丸・参議左大弁紀の古佐美・大僧都玄慶等をつかはして、当国^ア賀^イ殿郡宇多の村を見せらるゝに、兩人共に奏して云、「此地の体を見るに、左青龍・右白虎・前朱雀・後玄武、四神相應の地也。尤帝都を定むるにたれり」と申。仍^乙乙城郡におはします賀茂大明神に告申させ給ひて、延暦十三年十二月廿一日、長岡の京より此京へうつされて後、帝王卅二代、星霜は三百八十余歳の春秋をおくり迎ふ。

史料② 「小野毛人墓誌」

「飛鳥浄御原宮治天下天皇御朝任太政官兼刑部大卿位大錦上」

「小野毛人朝臣之墓 营造歳次丁亥年十二月上旬即葬」